

国外へ転出されるときの市税の手続きについて

(納税管理人申告書の提出)

個人住民税	<p>前年中の所得金額が一定額以上あり、本年1月1日(賦課期日) 苫小牧市にお住まいで国外へ転出される方は、「<u>納税管理人申告書</u>」の提出が必要な場合があります。</p> <p>北庁舎2階32番窓口へお越してください。</p> <p>ただし、下記に該当する方は「納税管理人申告書」の提出は必要ありません</p> <ul style="list-style-type: none">・転勤などで出国後も引き続き個人住民税が給与から天引きされる方・前年中の収入がない方(但し、個人住民税の未納金がある方は、「納税管理人申告書」の提出が必要となります)・個人住民税の未納金を出国前に一括納付される方 <p>お問い合わせ 市民税課 32-6253 6254</p>
固定資産税	<p>市内に固定資産(土地・家屋)をお持ちの方は、「<u>納税管理人申告書</u>」の提出が必要です。</p> <p>北庁舎2階34番窓口へお越してください。</p> <p>お問い合わせ 資産税課 32-6267</p>
市税の口座振替	<p>納税義務者は<u>出国前</u>に市税の納付を口座振替しますと、登録した口座から自動引き落としされますので大変便利です。</p> <p>詳しくは納税課までお問い合わせください。</p> <p>お問い合わせ 納税課 32-6273 (北庁舎2階30番窓口)</p>